

鹿児島県知的障害者福祉協会規約

(名 称)

第 1 条 この協会は、鹿児島県知的障害者福祉協会（以下「協会」という）という。

(事 務 所)

第 2 条 この協会の事務所は、鹿児島県鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号（鹿児島県社会福祉協議会内）におき、従たる事務所を総会の議決を経て、必要な地におくことができる。

(目 的)

第 3 条 この協会は、鹿児島県内の知的障害者（児を含む。以下同じ）関係事業者・施設（以下「施設等」という）の提供するサービスの充実向上を図るために、施設等相互間の緊密な連絡調整と会員の資質の向上に努め、それにより知的障害者の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) この協会及び施設等の活動状況等の情報の提供
- (2) 社会福祉関係機関及び関係諸団体との連絡協調及び情報の交換
- (3) 施設等利用者へのサービス内容を充実するための事業
- (4) 施設等利用者及びその保護者の研修並びに親睦に関する事業
- (5) 施設等の運営に関する情報収集及び調査研究
- (6) 支援スタッフ（施設等職員。以下同じ）の研修及び福利厚生に関すること
- (7) その他この協会の目的を達成するために必要な事業

(会 員 等)

第 5 条 この協会の会員は、鹿児島県内において社会福祉法人が経営する事業所のうち、障害者総合支援法又は次号福祉法に規定する知的障害者に関する福祉サービスの指定を受けた事業所とする。

- 2 会員は、別に定める会費を納めなければならない。
- 3 この協会の入会希望者は、別に定める入会申込書を会長へ提出し理事会の承認を得なければならない。
- 4 会員がこの会から退会しようとするときは、会長に別に定める退会届を提出しなければならない。
- 5 会員がこの協会の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名できる。

この場合において、総会の議決の前に除名しようとする会員に弁明の機会を与えなければならない。

(組 織)

第 6 条 この協会の組織は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 事務局
- (4) 専門委員会

- (5) 特別委員会
- (6) 種別部会
- (7) 支援スタッフ部会
- (8) 地区支部

(役員)

第 7 条 この協会に次の役員をおく。

- (1) 理事は、会長、各副会長、事務局長、児童発達支援部会長、障害者支援施設部会長、日中活動支援部会長、生産活動・就労支援部会長、地域支援部会長、相談支援部会長、支援スタッフ部会長及び各地区支部長の 17 名
 - (2) 監事は、2 名
 - (3) 会長は、1 名
 - (4) 副会長は、3 名
 - (5) 各地区支部長は、5 名
 - (6) 事務局長は、1 名
- 2 監事は、総会において選出する。
 - 3 会長は、会員の中から総会において選出する。
 - 4 副会長は、会員の中から会長の指名により総会において承認する。
 - 5 各地区支部長は、各地区施設等の長の会員から選出する。
 - 6 事務局長は、会長の指名により総会において承認する。

(職務)

第 8 条 会長は、この協会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 4 事務局長は、この協会の事務を処理するほか、この協会の事業の一部を支援スタッフ部会に委任することができる。
- 5 監事は、この協会の事業及び財務の監査を執行する。

(任期)

第 9 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。但し、第 10 条において解任された場合はこの限りでない。

(解任)

第 10 条 役員で、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の 3 分の 2 以上の議決により解任することができる。但し、議決前に本人に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第11条 この協会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、会長経験者及び弁護士等とする。
- 3 顧問を委嘱又は委任するときは、理事会で推薦し総会において承認する。
- 4 顧問は、この協会の運営について助言を行う。
- 5 弁護士等への報酬は、総会の承認を得て別に定める。

(会議)

第12条 会議は、総会及び理事会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

- (1) 総会は、この協会の意志決定機関とし、会員事業所で構成し、議決権は事業所1票とする。
- (2) 理事会は、理事をもって構成する。ただし、鹿児島県知的障害者施設家族会連合会のオブザーバーとしての参加を認めることができる。
- 2 総会は、会長が召集し、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び予算の決定
 - (2) 事業報告及び決算の承認
 - (3) その他、この会の運営に関する重要な事項
- 3 理事会は、会長が召集し、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 補正予算の承認(ただし、会員に新たな会費負担を求めないものに限る。)
 - (4) その他、総会の議決を要しない事項
 - (5) 日常の軽易な業務は、この理事会の意見を聞き、会長が専決する。
- 4 総会は、会員の過半数以上の出席によって成立し、出席者の過半数以上をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

議長は、その総会における出席者の中から選出する。
- 5 理事会は、理事の過半数以上の出席によって成立し、出席者の過半数以上をもって決する。可否同数の場合議長の決するところによる。

議長は、会長がこれに当たる。
- 6 総会にやむを得ない理由により出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって評決をなし、又は他の出席者を代理人として評決を委任することができる。

(経費)

第13条 この協会の経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第14条 この協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

第15条 この規約の改正は、総会において3分の2以上の議決を得なければならない。

第16条 この規約の施行についての必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

「付則」

1 この規約は、平成12年4月 1日より施行

2 この規約は、平成14年4月17日改正、同日施行

ただし、施設等の保護者会等の代表及び利用者会等の代表に関する条項は、平成15年4月1日より施行

3 この規約は、平成20年2月 1日改正、同日施行する。

4 この規約は、平成24年4月13日改正、同日施行する。

5 この規約は、平成28年4月14日改正、同日施行する。

6 この規約は、平成30年4月19日改正、同日施行する。

鹿児島県知的障害者福祉協会規約施行細則

(目 的)

第 1 条 この協会の運営を円滑ならしめるために、規約第 16 条の規定に基づき鹿児島県知的障害者福祉協会施行細則（以下「施行細則」という）を定める。

2 この協会は、財団法人日本知的障害者福祉協会並びに九州地区知的障害者福祉協会に加入し、各県知的障害者福祉協会との連絡協調に努める。

(会 費)

第 2 条 規約第 5 条 2 項及び第 13 条に基づく会費は、次のとおりとする。

(1) 会費 理事長・施設長・管理者 年額 8,000円

*複数事業の施設長または管理者を兼務している場合若しくは理事長・施設長または管理者を兼務している場合は、いずれか 1 の事業所において会費を算定する。

支援スタッフ 年額 1,400円

*支援スタッフの人数は配置基準に基づく職員定数とする。

障害者施設利用者 年額 1,300円

*施設利用者の人数は定員とする。ただし、定員を満たしていない場合は実人数とする。

グループホーム利用者 年額 1,300円

*グループホーム利用者で併せて通所系施設を利用している利用者については、グループホーム利用者として会費を算定するものとする。

児童施設利用者会費 年額 800円

*児童福祉法に基づく事業の利用者で、人数は事業所の定員とする。ただし、定員を満たしていない場合は実人数とする。

(2) 第 1 号の会費の算定基準日は毎年 5 月 1 日とし、納入期限は 5 月 31 日までとする。

(3) 第 1 号の会費は、別記様式 1 の各算定式により算出する。

2 前項を変更する場合は、総会の議決を経なければならない。

(入会退会手続き)

第 3 条 規約第 5 条第 3 項及び第 4 項に基づく入退会手続きは、次のとおりとする。

(1) 入会手続きは、別記様式 2（入会申込書）により申し込むものとする。

(2) 退会手続きは、別記様式 3（退会届）により届けるものとする。

(事 務 局)

第 4 条 事務局は、この協会の事業及び会務の処理を円滑に行う。

2 事務局長は、会長の指示に基づきこの協会の事務分掌を掌握し、この協会の資産を管理する。

3 事務局長は、この協会の機関誌発行及び研修、体育保健等に係る事業の企画立案並びに実施について、支援スタッフ部会に委任することができる。

- 4 事務局に、この協会の事務処理に当たらせるため、事務職員をおくことができる。
- 5 前項の事務職員は、面接その他の方法により選考し、会長が任命する。
- 6 事務職員の勤務条件、給与その他については、鹿児島県社会福祉協議会職員の例による。

(専門委員会)

第 5 条 専門委員会は次のとおりとする。

(1) 倫理・危機管理委員会

この委員会は、知的障害者の人権を擁護するために、広く倫理上の観点から施設等のサービス提供状況を調査するとともに規約第 5 条第 5 項及び規約第 10 条に基づく除名及び解任について調査し、その結果を理事会及び総会に報告する。また、事故及び災害等の調査及びその対応を研究し、その情報を提供する。

(2) 政策委員会

この委員会は、この協会の諸事業に要する予算対策及び施設等の福祉サービスや財政的基盤の確立に関する施策の調査研究や提言を行うとともに日本及び九州地区福祉協会の政策委員会へ協力する。

(3) 研修委員会

この委員会は、制度改正への対応、職員資質の向上、利用者及び家族への必要な情報提供並びに親睦を図るために、協会が実施する研修内容について、企画・立案・運営を行う。

- 2 前項の各委員長は会長の指名により各副会長が当たり、委員は会員の中から各委員長が指名し、理事会へ報告する。

なお、副委員長は、各委員の中から選出する。

- 3 各委員会の事業を円滑に実施するために、ワーキンググループを設置できる。
- 4 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(特別委員会)

第 6 条 この委員会は、協会の運営に特段の事項が生じたとき又は事故及び災害等による緊急対応が必要などときには、会長の指示により期限を定めて、設置することができる。

- 2 正副委員長及び委員は、理事会の承認を得て、会長が指名する。
- 3 前各項については、総会へ報告しなければならない。

(種別部会)

第 7 条 この部会は、財団法人日本知的障害者福祉協会が定める施設種別部会に基づき、次の種別部会とする。()内は、部会に属する事業を示す。

- (1) 児童発達支援部会 (障害児入所施設、障害児入所支援)
- (2) 障害者支援施設部会 (障害者支援施設)
- (3) 日中活動支援部会 (生活介護、療養介護、自立支援、地域活動支援センター)
- (4) 生産活動・就労支援部会 (就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行)
- (5) 地域支援部会 (共同生活援助、共同生活介護、自立訓練 (宿泊型)、福祉ホーム、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援)

(6) 相談支援部会（相談支援事業、就業・生活支援センター、重度障害者包括支援）

- 2 この各部会は、各種別の課題について研究討議し、問題解決に努めるとともに日本及び九州地区福祉協会の各種別部会の構成員として活動する。
- 3 部会員は、施設等の長等で構成し、所属する部会は各施設等において選択することができ、また、複数の部会に所属することができるものとする。
- 4 各部会に正副部会長を各1名ずつ置く。但し、地域支援部会は副部会長を2名置くことができる。
- 5 正副部会長は、各会員の中から選出し、任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

（支援スタッフ部会）

第8条 この部会の部会員は、施設等の支援スタッフの中から選出された代表1名をもって構成する。

任期は2年とし、但し再任は妨げない。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出し、部会長は協会の理事とする。
- 3 この部会は、各施設の支援スタッフの資質の向上、親睦・融和のために活動するとともに、事務局長の指揮監督のもとに、この協会の事業の一部を実施できる。
- 4 委託された事業を推進するために、この部会に次の小委員会を設置する。

(1) 「萌」編集小委員会

この協会の機関誌「萌」を編集発行する。

(2) 研修事業小委員会

支援スタッフ及び保護者・利用者に関する研修事業について企画立案し、実施する。日本及び九州地区福祉協会の主催する研修会等への協力を行う。

(3) 文化事業小委員会

支援スタッフに関する研修及び作品展覧会、文化祭等の文化事業について企画立案し、実施する。

(4) 保健体育事業小委員会

体育保健等に関する事業を企画立案し、実施するとともに県障害者スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会への協力を行う。

- 5 各小委員長及び各副小委員長は、委員の中から選出する。
- 6 各小委員会委員は、この部会委員の中から部会長が指名し、事務局長へ報告する。
- 7 この部会及び各小委員会に部会長及び小委員長経験者を相談役におき、任期は2年とする。但し再任は妨げない。

（各地区支部）

第9条 この各地区支部は、次のとおりとする。

(1) 鹿児島市・種子屋久地区

(2) 南薩摩地区

(3) 北薩摩地区

(4) 大隅地区

(5) 奄美地区

- 2 前項の支部会員は、その地区に所属する理事長、施設長等、支援スタッフとし、前項の地区に所

属する施設等の利用者会等の代表1名を各支部準会員とすることができる。

- 3 準会員は、各地区に所属する支部の会議及び研修会へ参加することができる。
- 4 支部長及び副支部長は、理事長・施設長等会員より選出する。任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 支部長は、この協会の理事とする。
- 6 各支部の運営に必要な事項は、この施行細則に定めるほか各支部の実状に応じて、別に定めることができる。

(表 彰)

第10条 この協会は、協会の表彰を行う。

- 2 表彰に関する事項は、別に定めるものとする。

(施行細則の改正)

第11条 この施行細則の改正は、総会において3分の2以上の議決を得なければならない。

「付則」

- 1 この施行細則は、平成12年4月 1日より施行
- 2 この施行細則は、平成14年4月17日改正し、同日施行
ただし、施設等の保護者会等の代表及び利用者会等の代表に関する条項は、平成15年4月1日より施行
- 3 この施行細則は、平成20年2月 1日改正、同日施行する。
- 4 この施行細則は、平成21年4月17日改正、同日施行する。
- 5 この施行細則は、平成24年4月13日改正、同日施行する。
- 6 この施行細則は、平成26年4月18日改正、同日施行する。
- 7 この施行細則は、平成27年4月17日改正、同日施行する。
- 8 この施行細則は、平成28年4月14日改正、同日施行する。
- 9 この施行細則は、平成30年4月19日改正、同日施行する。

知的障害者福祉協会弔意規程

- 第 1 条 本会の会員事業所に所属する理事長・施設長・職員が本規程に該当するときは、見舞金、弔慰金を支給する。
- 第 2 条 本規程を適用する範囲は次のとおりとする。
1. 会員が1ヶ月以上の療養休暇を必要とするとき。
 2. 会員が家財の半ば以上を損壊したとき。(但し地震、台風等被害が広範囲にわたる場合は除く)
 3. 会員が死亡したとき。
- 第 3 条 見舞金、弔慰金は次のとおりとする。支出を行った場合は、会長は速やかに理事会においてその旨を報告し、承認を得なければならない。
1. 傷病見舞金
理事長又は施設長 5,000円 職員 3,000円
 2. 災害見舞金 5,000円
 3. 弔慰金 5,000円
 4. 会員以外であっても、会長が特に必要と認めた場合、本条1, 2及び3項を適用できる。
- 第 4 条 見舞金、弔慰金、の請求は、施設長の証明する別紙様式の請求書を提出する。
- 第 5 条 理事長並びに施設長の死亡の場合、第3条、第4条の規定にかかわらず、次による支出を行った場合、会長は速やかに理事会においてその旨を報告し、承認を受けなければならない。
1. 弔慰金 5,000円
 2. 生花 1輪(時価による、15,000円程度)
 3. 会員以外であっても、会長が特に必要と認めた場合、本条1, 2項を適用できる。

付 則

本規程は昭和59年4月1日より施行する。

本規程は昭和63年4月1日より施行する。

本規程は平成10年4月17日より施行し、平成10年4月1日から適用する。

本規程は平成15年12月19日より施行し、平成15年10月1日から適用する

本規程は平成30年4月19日けいせい、同日施行する。

鹿児島県知的障害者福祉協会 地区支部運営細則

(目 的)

- 第 1 条 鹿児島県知的障害者福祉協会〇〇地区支部（以下「支部」という）の運営を円滑にならしめるために、鹿児島県知的障害者福祉協会規約（以下「規約」という）第 6 条及び鹿児島県知的障害者福祉協会施行細則（以下「施行細則」という）第 1 1 条に基づき、この運営細則を定める。
- 2 この支部は、〇〇、〇〇及び〇〇保健福祉圏の一部の区域にある別表 1 に掲げる施設等の相互の連絡調整を緊密にすることによって、施設等利用者の福祉の向上に寄与するとともに会員の親睦と資質の向上を図ることを目的とする。

- 第 2 条 この支部は、前条の目的を達成するために、この地区に係る規約第 4 条に掲げる事業を行う。

(会 員 等)

- 第 3 条 この支部の会員は、この地区に属する施設長等、支援スタッフとする。
- 2 この支部の準会員は、この地区に属する施設等の利用者会等の代表 1 名とし、この支部の会議及び事業に参加することができる。

(組 織)

- 第 4 条 この支部の組織は、次のとおりとする。

- (1) 運営委員会
- (2) 事務局
- (3) 支援スタッフ部会
- (4) 特別委員会

(役 員)

- 第 5 条 この支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長は、1 名
 - (2) 副支部長は、1 名
 - (3) 事務局長は、1 名
 - (4) 監事は、3 名
 - (5) 運営委員は、支部長、副支部長、施設の長、事務局長及び支援スタッフ部会長
 - (6) 支援スタッフ部会長及び副部会長は、それぞれ 1 名
- 2 監事は、運営委員会において会員から選出する。
- 3 支部長は、運営委員会において理事長、施設長等の会員から選出する。
- 4 副支部長は、理事長、施設長等から選出する。
- 5 事務局長は、支部長の属する施設等の支援スタッフの中から支部長が指名する。
- 6 支援スタッフ部会長及び副部会長は、各施設等の支援スタッフ代表から選出する。
- 7 役員任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 8 補欠による役員任期は、前任者の在任期間とする。

(職 務)

第 6 条 支部長は、この支部を代表し、支部を総括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は支部長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、支部会務を執行する。
- 4 事務局長は、この支部の事務を処理するほか、この支部の事業の一部を支援スタッフ部会に委任することができる。
- 5 監事は、この支部の事業及び財務の監査を執行する。

(会 議)

第 7 条 会議は、運営委員会とする。

- 2 この会議は、支部長が招集し、この支部の事業の執行及び運営に関する重要事項を議決する。
- 3 日常の軽易な業務は、この運営委員会の意見を聞き、支部長が専決する。
- 4 この会議は、委員の過半数以上の出席により成立し、出席者の過半数以上をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

議長は、支部長がこれに当たる。

(支援スタッフ部会)

第 8 条 支援スタッフ部会は、施設等の支援スタッフの代表 1 名により構成し、任期は 2 年とする。

- 2 この部会は、支援スタッフの資質の向上を図るとともに利用者や保護者との親睦のために活動する。
- 3 事務局長から依頼された研修会、文化活動及び保健体育に関する事業を企画立案して、実施する。

(特別委員会)

第 9 条 特別委員会は、支部の運営に特段の事項が生じたとき又は事故及び災害等による緊急対応が必要なときには、支部長の指示により期限を定めて、設置することができる。

- 2 委員長及び委員は、運営委員会の承認を得て、支部長が指名する。

(経 費)

第 10 条 この支部の経費は、次のとおりとする。

- (1) 鹿児島県知的障害者福祉協会から助成金
- (2) 寄付金
- (3) その他
- (4) 各事業にかかる経費は、別途徴収することができる。

(会計年度)

第 11 条 この支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(運営細則の改正)

第 12 条 この運営細則の改正は、運営委員会において 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

「付 則」

- 1 この運営細則は、平成14年4月17日より制定、同日施行
ただし、施設等の保護者会等の代表及び利用者会等の代表に関する条項は、平成15年4月1日より施行
- 2 この運営細則は、平成20年2月 1日改正、同日施行する。
- 3 この運営細則は、平成28年4月14日改正、同日施行する。

鹿児島県知的障害者福祉協会旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、会務のため、本会の役員、理事、事務局の出張に要する旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(旅費の区分)

第2条 旅費の区分は、次に定める経費とし実費支給する。日当の支給額は、1日 2,400円とする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 日当

(役員・理事会・専門委員会)

第3条 役員・理事会・専門委員会における旅費は、施設の属する地区支部に応じて、下記の通り定める。

- (1) 鹿児島市種屋久地区
 - ア) 鹿児島市 1,000 円
 - イ) 種子屋久 10,000 円
- (2) 北薩地区 2,000 円
- (3) 南薩地区 2,000 円
- (4) 大隅地区 4,000 円
- (5) 奄美地区 30,000 円

附 則

1. この規定は、平成21年8月25日より施行する。
2. この規程は、平成30年4月19日改正、同日施行する。